2　特定教育・保育提供者は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第五十五条第二項各号に掲げる区分に応じ、市町村長等に届け出なければならない。

3　特定教育・保育提供者は、法第五十五条第二項各号に掲げる区分に変更があったときは、変更後の届書を、変更後の区分により届け出るべき市町村長等及び変更前の区分により届け出るべき市町村長等の双方に届け出なければならない。

（市町村長の求めに応じて法第五十六条第一項の権限を行った場合における内閣総理大臣又は都道府県知事による通知）

第四十四条　法第五十六条第四項の規定により内閣総理大臣又は都道府県知事が同条第一項の権限を行った結果を通知するときは、権限を行使した年月日、結果の概要その他必要な事項を示さなければならない。

（法第五十七条第三項の規定による命令に違反した場合における内閣総理大臣又は都道府県知事による通知）

第四十五条　内閣総理大臣又は都道府県知事は、特定教育・保育提供者が法第五十七条第三項の規定による命令に違反したときは、その旨を当該特定教育・保育提供者の確認を行った市町村長に通知しなければならない。

第四節　教育・保育に関する情報の報告及び公表

（法第五十八条第一項の内閣府令で定めるとき）

第四十六条　法第五十八条第一項の内閣府令で定めるときは、災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由がある特定教育・保育提供者以外のものについて、都道府県知事が定めるときとする。

（法第五十八条第一項の内閣府令で定める情報）

第四十七条　法第五十八条第一項の内閣府令で定める情報は、教育・保育の提供を開始しようとするときにあっては別表第一に掲げる項目に関するものとし、同項の内閣府令で定めるときにあっては別表第一及び別表第二に掲げる項目に関するものとする。

（法第五十八条第二項の規定による公表の方法）

第四十八条　都道府県知事は、法第五十八条第一項の規定による報告を受けた後、当該報告の内容を公表するものとする。ただし、都道府県知事は、当該報告を受けた後に同条第三項の調査を行ったときは、当該調査の結果を公表することをもって、当該報告の内容を公表したものとすることができる。

（法第五十八条第三項の内閣府令で定める教育・保育情報）

第四十九条　法第五十八条第三項の内閣府令で定める教育・保育情報は、別表第一及び別表第二に掲げる項目に関する情報とする。

（法第五十八条第七項の内閣府令で定める情報）

第五十条　法第五十八条第七項の内閣府令で定める情報は、教育・保育の質及び教育・保育に従事する従業者に関する情報（教育・保育情報に該当するものを除く。）として都道府県知事が定めるものとする。

第三章　地域子ども・子育て支援事業

（法第五十九条第一号に規定する内閣府令で定める便宜）

第五十一条　法第五十九条第一号に規定する内閣府令で定める便宜は、子ども及びその保護者に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに相談及び指導、子ども及びその保護者と市町村、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者等との連絡調整その他の子ども及びその保護者に必要な支援とする。

第四章　子ども・子育て支援事業計画

（市町村子ども・子育て支援事業計画に住民の意見を反映させるために必要な措置）

第五十二条　法第六十一条第八項の内閣府令で定める方法は、市町村子ども・子育て支援事業計画の案及び当該案に対する意見の提出方法、提出期限、提出先その他意見の提出に必要な事項を、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な手段により住民に周知する方法とする。

第五章　雑則

（身分を示す証明書の様式）

第五十三条　法第十三条第二項及び法第十四条第二項において準用する法第十三条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、様式第一号のとおりとする。

2　法第十五条第三項において準用する法第十三条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、様式第二号のとおりとする。

3　法第三十八条第二項において準用する法第十三条第二項、法第五十条第二項において準用する法第十三条第二項及び法第五十六条第五項において準用する法第十三条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、様式第三号のとおりとする。

附則第一項中「施行する。」の下に「ただし、附則第四条から第七条までの規定は、法附則第一条第四号の規定の施行の日から施行する。」を加え、同項を附則第一条とし、附則第二項中「第一号」を「第一条第一号」に改め、同項を附則第二条とし、附則に次の七条を加える。

（特定保育所に係る委託費の支払に関する技術的読替え）

第三条　法附則第六条第一項の場合におけるこの府令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条	特定教育・保育施設等	特定教育・保育施設等（法附則第六条第一項に規定する特定保育所を除く。第九条第四項において同じ。）
第二十六条第十三号から第十七号まで	十三　法第三十三条第二項の規定により支給認定子どもを選考する場合の基準 十四　当該申請に係る事業に係る施設型給付費及び特例施設型給付費の請求に関する事項 十五　法第四十条第二項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面（第三十条第二項において「誓約書」という。） 十六　役員の氏名、生年月日及び住所 十七　その他確認に関し必要と認める事項	十三　当該申請に係る事業に係る施設型給付費（法附則第六条第一項に規定する委託費を含む。）及び特例施設型給付費の請求に関する事項 十四　法第四十条第二項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面（第三十条第二項において「誓約書」という。） 十五　役員の氏名、生年月日及び住所 十六　その他確認に関し必要と認める事項
第三十条第一項	第十四号及び第十六号	第十三号及び第十五号

（教育・保育施設の別段の申出）

第四条　法附則第七条ただし書の規定による別段の申出は、次の事項を記載した申請書を当該申出に係る認定こども園、幼稚園又は保育所の所在地を管轄する市町村長に提出して行うものとする。

一　当該申出に係る認定こども園、幼稚園又は保育所の名称及び所在地並びにその設置者及び管理者の氏名及び住所

二　法附則第七条本文の規定に係る確認を不要とする旨